

岐阜県男女共同参画施策に関する苦情等案件処理結果

《経過》

平成 18 年 8 月 25 日 苦情等申出受付け

平成 19 年 1 月 25 日 岐阜県男女共同参画 21 世紀審議会・苦情処理検討部会にて処理方針に係る意見聴取

平成 19 年 2 月 19 日 申出人に対し回答通知

1 申出人の申出概要

平成 18 年 7 月初旬、講演会のチラシが県内〇〇市の各教育機関（小中学校、保育所）を通じて、保護者や職員に配布された。

チラシの内容が、固定的性別役割分担を女性に課すものであり、条例に違反すると思われるので苦情を申出た。

- ① 各市町村教育委員会から所管する学校等へチラシ等の配布を依頼する際には、「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」の基本的考え方に沿って行われるよう、県教育委員会は、各市町村教育委員会を指導して欲しい。
- ② 県教育センターで開講の新任管理職研修等の中で、教育機関（小中学校、保育所）の管理職・教員に対して、男女共同参画に関する研修を実施して欲しい。
- ③ 苦情申出後の対応や処理、処理後の結果を、申出者に報告して欲しい。
苦情内容や「岐阜県男女共同参画 21 世紀審議会」での審議内容をホームページ上で公開して欲しい。

2 施策実施機関の処理方針

- ・ 県教育委員会は、各市町村教育委員会から所管する学校等へチラシ等の配布を依頼する際には、「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」の基本的な考え方に沿って、とくに、チラシ等に記載されている文言のとらえ方には個人差があることを踏まえ、内容等を十分検討するよう指導します。
- ・ 各学校における校内研修や人権同和教育教育研修会では、全教員に配布してある啓発資料「ひびきあい」等を活用し、教師自身の人権感覚を高めることをめざした研修を行っています。
- ・ 校長や教頭等を対象とした人権同和教育幹部研修会では、少子・高齢化の進展や家族形態の多様化に伴う男女を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、男女共同参画の重要性が正しく理解されるよう研修を行っています。
- ・ 今後も、「男女共同参画基本法」や「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」について、その基本的理念等が正しく理解されるよう、研修を充実したものにしていきます。

3 岐阜県男女共同参画 21 世紀審議会・苦情処理検討部会の意見

チラシの表現は主催者の自由であるが、言葉の捉え方は一人ひとり異なることから市教育委員会や学校は、チラシを配布するにあたって、男女共同参画の理念に反する恐れがあると捉えられる可能性がないかを十分に検討する必要があるのではないかと。苦情処理検討部会としては、示された県の処理方針については問題はなく、この方向で事務を進めてもらいたい。

